

消費税軽減税率対応策について

平成31年10月1日より消費税率が現行の8%から、経過措置が適用されるものを除き、10%に引き上げが予定されています。また、今回の改正では軽減税率制度が導入されます。軽減税率制度の実施により、経理処理等の事務作業の増加という、事業者にとって新たな負担が発生することが予想されます。実施後の事務処理作業をはじめ、事業を円滑に推進するためには、今から計画的に対応策の準備を進めることが必要となります。本セミナーでは、消費税軽減税率制度の内容、制度実施により変更となる事務処理等についてわかりやすく解説いたします。この機会に、是非ご参加ください。

開催要領

主催 新潟商工会議所

共催 新潟間税会

(消費税軽減税率対策窓口相談等事業)

日時

平成29年 **7月26日**(水)
13時30分～15時

会場

万代島ビル6階 会議室
(新潟市中央区万代島5-1)

受講料

無 料

(資料の用意がありますので事前にお申込みください)

定員

50名 (定員に達し次第締切らせていただきます)

講師 新潟税務署 担当官

講座内容

1. 軽減税率の対象となる商品の確認	◇自社の商品が軽減税率の対象となるか ◇軽減税率の対象とならない「外食」の定義は
2. 仕入れ・支払い、販売の際の留意事項	◇軽減税率制度により変更となる事務の確認 ◇記帳方法の変更・従業員への教育
3. 請求書の様式の変更	◇請求書の様式の変更 ◇3つの請求書の記載事項の違い
4. 軽減税率に対する支援策	◇中小企業・小規模事業者に対する助成制度 ◇税額計算の特例制度

【申込方法】 下記申込書を FAX にてお申込み下さい。※受講票は発行しません。定員超過の場合のみご連絡致します。

※駐車場は有料です。駐車券のサービスはありません。

【問合せ先】 〒950-8711 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル7F TEL:025-290-4411 FAX:025-290-4421

FAX 025-290-4421 新潟商工会議所 広域経営支援センター 行

「7/26消費税軽減税率対策セミナー」受講申込書 *業種は○で囲んで下さい。

会社名		受講者氏名	
会社住所			
業種	製造・建設・卸売・小売・サービス・その他		
TEL			従業員数

*ご記入頂いた情報は、新潟商工会議所・新潟間税会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。